

第 65 回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 平成 26 年 12 月 1 日（月） 15 時 00 分～17 時 10 分
2. 場 所 本庁舎 4 号館（危機管理センター） 1 階 本部員会議室
3. 出席者
 - (1) 審議会委員（敬称略・五十音順）
荒川雅行、北川学、北村新三、坂口晃司、竹内由美、千木良悦子、西村裕三、服部孝司、藤浪芳子
 - (2) 実施機関の職員
市民参画推進局参画推進部広聴課長
農業委員会事務局長
企画調整局情報化推進部基幹業務システム担当課長
保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課長
危機管理室危機対応担当課長 ほか
 - (3) 事務局の職員
市民参画推進局参画推進部長、市民情報サービス担当課長
ほか
 - (4) 傍聴者
1 名
4. 議 題
 - (1) 審 議
 - ①番号法制定等に伴う神戸市個人情報保護制度のあり方について
 - ②神戸市ネットモニター制度のシステム化について
 - ③農地台帳システムへの情報項目の追加について
 - ④共通基盤システム（参照用住記データベース）の構築について
 - ⑤国民年金システムのサーバ移行並びに年金生活者支援給付金支給事務に係る情報項目の追加について
 - ⑥被災者生活再建システムの構築について
5. 議事要旨
 - (1) 審 議
 - ①番号法制定等に伴う神戸市個人情報保護制度のあり方について
事務局から、番号法制定等に伴う神戸市個人情報保護制度のあり方について、条例第 33 条（審議会）に基づき平成 26 年 8 月に審議会へ諮問があり、制度審議部会でご審議いただき、とりまとめた答申案について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委 員 それでは、ただいまの説明を受けて、ご質問ありますでしょうか。答申案の内容は多様なものがあり、一度に説明があったので分かり難いところが

あるかもしれませんが、制度審議部会で4回にかけて答申案をまとめさせていただきました。番号法によってすべての国民に12ケタの個人番号が付されることになったということで、その個人番号を含む個人情報のことを法律上、特定個人情報と呼びますが、特定個人情報が12ケタの個人番号で簡単に検索することができるということで、個人情報の名寄せが簡単になります。すると、それを悪用された場合には、個人の権利利益を損なう恐れが非常に高まるということで、その懸念に対応するために番号法が独自に様々な保護措置を定めております。その番号法が定める個人情報の保護措置をふまえて、本市の現行の条例をどう改正すれば良いのかという観点からいろいろ検討して、ただいまの説明のような答申案をまとめさせていただきました。何かわかりにくい点等ありましたら質問いただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

すべての国民に番号を付して管理するというのは、以前には国民総背番号制と言われたような時代もありましたが、その後、いわゆる住民基本台帳ネットワークというものがつくられまして、市町村が管理している住民基本台帳に含まれる氏名、住所など本人確認のための情報を、県や国の事務のために利用できるようにするというシステムが構築されました。その時には、11ケタの住民票コードを利用すると、特定の個人に関する、あらゆるすべての個人情報が一度に検索されて、国家権力の前では何もかも隠すものがなくなってしまうのではないかとということで、訴訟まで起こって、二つほど下級審で違憲判決が出たりしました。そのように我々一人ひとりの情報が番号で管理されると非常に検索が容易になり、本来の目的外に利用されることや、第三者への提供も容易になって、ますますプライバシーが侵害されることになっては困るということで、今回の番号法の内容を見ますと、住基ネットの時に批判されたことをふまえた内容になっています。例えば、個人情報の利用に関して、住基ネットについては第三者機関がなかったわけですが、今回の番号法では特別な行政委員会が設置されて、運用について監視をするという仕組みが設けられておりますし、目的外利用とか第三者への提供については、条文上、例外的な場合が明確に規定されていて、それ以外の場合では一切目的外利用や第三者への提供ができない仕組みとなっていて、歯止めがしっかりかけられた法改正となっているように思われます。それをふまえて本市の条例との関連で改正すべき内容について、この答申案でまとめさせていただきました。特にご意見ございませんでしょうか。それではこの答申案のとおり市長に答申したいと思います。よろしいですか。

○委員 異議なし。

○委員 ありがとうございます。それではこの件について、今後の予定について事務局から説明がありますか。

○事務局 本日の制度審議にかかる答申をふまえ、今後、個人情報保護条例の改正案を事務局で作成いたします。その後、パブリックコメントに付したのち、今年度中の条例改正を目指して市議会へ条例改正を提案する予定です。

②神戸市ネットモニター制度のシステム化について

市民参画推進局参画推進部広聴課から、神戸市ネットモニター制度のシステム化について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 それではただ今の説明について、ご質問がありましたらよろしくお願いたします。
従来からある市政アドバイザーというのは、どういう運用実績なのでしょう。それに代わってこの制度をつくると聞きましたが。

○広聴課 市政アドバイザーは平成 2 年度から運用実施してまして、住民基本台帳から無作為に抽出し、承諾を得た約 1,000 人の方を二年間委嘱しております。紙ベースでのアンケート調査、市政セミナーといたしまして市政を勉強する勉強会、市の施設を直接現地へ行って見ていただく実施視察などといったことを行っております。現在 12 期で、今年度末で市政アドバイザーというのは発展的に終了し、このネットモニターへ移行させようと考えております。

○委員 これまでの実績というか、どういう評価でしょうか。

○広聴課 かなり評価は高いです。この市政アドバイザー制度を、発展的に解消するのか、次につなぐか、悩んだところですが、急速に進展しているネット社会というものがありますので、紙ベースよりもネットを活用した制度の導入としました。また、市政アドバイザーは承諾いただいた方を登録しており、市政に関して意識の高い方々ですから、引き続きそういった方々に登録していただいて、市政に関わっていただきたいと考えております。

○委員 市政アドバイザーの制度が上手く運用されていないので、新しい制度にするというわけではなく、実績も上げているのだけれども、さらに活性化をするためにこのシステム化を行うということですね。

- 広 聴 課 市政アドバイザーの方も大半の方がインターネット等を使われアドレスをお持ちですので、そういったところも有効に活用させていただき発展的に次のステップへということです。
- 委 員 先ほどの条例改正のところでパブリックコメントの制度の話があったのですが、せっかく意見を求めてもあまり反応がないといった実態があるような気がするのですが、パブリックコメント制度と組み合わせて活用するようなことは考えていませんか。
- 広 聴 課 今すぐにはお答えできませんが、パブリックコメントの所管課と連携しながら考えていきたいと思います。
- 委 員 パブリックコメント制度を活性化するためにも、使えそうな気がするのですが。他にご意見ございませんか。
- 委 員 モニターの募集の方法なのですが、まず、市政アドバイザーから募集を行って、あと、実績を見ながら公募による段階的な増員とあるのですが、段階的というのが、今の時点で、この段階でというのがわかっているのならば教えていただきたいのですが。良い取り組みなので意識しておきたいのですが、いつどうなるのかわからない場合は全然頭に入ってこないで、今の時点で計画があれば教えてほしいと思います。
- 広 聴 課 市政アドバイザーはもともと市政に対する意識は高い方々なのですが、どれだけの方に登録していただけるかわかりません。できるだけ公募はしないといけないと思っていますので、様子を見ながらできるだけ早い段階で公募にもかけていきたいと思っています。
- 委 員 他にご意見はございませんか。それでは当審議会の意見をまとめたいと思います。
- この神戸市ネットモニター制度のシステム化につきましては、インターネットを活用して、あらかじめ登録していただいたネットモニターを対象に市政に関する様々なアンケートを実施して、適時、適切な市民意見の把握が可能になる。また、モニターの属性に応じた市政情報を発信するということが可能になるということで、公益に資するとともに電子計算機処理が不可欠であるということが認められます。さらに、個人情報の保護も徹底される予定であるということで、当審議会の答申としましては妥当であると思いたいと思いますがよろしいですか。

○委員 異議なし。

③農地台帳システムへの情報項目の追加について

農業委員会事務局から、農地台帳システムへの情報項目の追加について、条例第 11 条(電子計算機処理の制限)に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明について、ご質問ございましたらお願いいたします。

農地台帳システム化については、平成 6 年に当審議会に諮問されて答申を得たのですね。その当時は農地台帳の公表はなかったのですが、今回、農地法の改正で、農地台帳の作成と公表が義務付けられたということですね。特にご意見がないようでしたら、当審議会としての意見をまとめたいと思います。

農地台帳システムへの情報項目の追加については、農地法の改正によって、新たに情報項目として追加された項目についてシステム化を図るということで、農地事務を正確かつ効率的に実施する上で電子計算機処理は不可欠であるということ、効果のところの説明がありましたが、農地情報を的確に把握しやすくなることで、行政が連携して農地の利用増進や、担い手への集積等の政策を推進しやすくなる、あるいは広く市民が農地情報を閲覧することができるようになり、農地の利用集積が促進されるということと公益に資すると認められます。また、個人情報の保護も徹底される予定であるということ、当審議会の答申としましては妥当であると思っておりますがよろしいですか。

○委員 異議なし。

④共通基盤システム(参照用住基データベース)の構築について

企画調整局情報化推進部から、共通基盤システム(参照用住基データベース)の構築について、条例第 9 条(利用及び提供の制限)及び第 11 条(電子計算機処理の制限)に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ご質問がありましたらお願いいたします。

○委員 DVについて、今まで紙ベースで手入力していたということですが、これはどのようになるのでしょうか。

- 情報化推進部 紙ベースで受付したもの、例えば区役所の市民課の窓口で受け付けをしますと、その連絡票が各業務システム、例えば国保、税等に回ります。各システムでその情報を入力していたというのが現状です。それを共通基盤システムへ入力することで、同時期に正確にそれぞれのシステムが、それを参照できることとなります。
- 委 員 誰が入力するのですか。
- 情報化推進部 今のところ市民課の職員が入力することを想定しております。
- 委 員 データベースの利用者は相当多いと思うのですが、どういう部局が利用するのですか。
- 情報化推進部 各業務システムとしまして、市税の部署、国民健康保険の部署、年金の部署といったいろいろな業務システムの部署になります。
- 委 員 区役所では見ることができないのですか。それともそこに担当者がいるのですか。
- 情報化推進部 各業務から、その業務処理をしている職員になります。
- 委 員 そういう意味でいくと、市民課でそういう相談があるかもしれないですけども、子ども子育てのところでも母子保健、母子相談とかそういうところでもDVの相談があると思うのですが、それを受けた職員が入力を行うわけではなく市民課の職員がするのですか。
- 区政振興課 DVに関する支援措置につきましては、子育ての部門であったり、戸籍の部門であったり、いろいろな部門で最初の相談が起こってくるようになりますが、そういう方々が警察で支援の認定を受けて、もっぱら市民課の方へ最終情報が入ってくる形になっております。
- 市民課の方で入力をしますと、被害者はもちろん登録の対象になりますが、加害者は今回のデータ連携の対象にはなっておりません。まず、支援措置を受けるという情報が重要になり、その情報について共通基盤システムを経由して他業務に提供することを今想定しております。実際の詳細な内容については、今までどおり紙文書での情報の提供になります。支援措置を受けているのに誤って加害者へ情報を提供しない、そのため第一歩として支援措置の状態、措置を受けている期間内である、措置対象者であると

いう情報の提供を今回データ連携する予定です。

○委員 他にご質問はありませんか。技術的な側面が大きいような印象だったのですが、要するにホストコンピュータを廃止にして、サーバ化する。それに伴い、住民記録システムの参照データベースを新たに作り直すということですね。一般にホストコンピュータよりサーバ化の方が、維持費などのコストダウンにつながる、省力化につながるということが言えるのですか。

○情報化推進部 ホストコンピュータでの処理は、今まで何十年かやってきました、システム自体が複雑化してブラックボックス化する懸念があるということ、コストダウンという部分、そういったものを総合的に判断してサーバ化していきたいということです。

○委員 他にご意見ございませんか。それでは当審議会としての意見をまとめたいと思います。

共通基盤システムの構築については、ホストコンピュータのサーバ化に伴って、各システムが最新の住民記録情報を参照するためのデータベースを構築するに当たり、電子計算機処理が不可欠であると認められます。また、業務システムが参照する住民記録情報を一元管理することにより情報提供の正確性・同期性を確保する、あるいは、ホストコンピュータからサーバ化することで維持費のコストダウンやデータ管理作業の省力化を図ることができるということで、公益に資するということが認められます。また、個人情報の保護も徹底される予定であり、当審議会の答申としましては妥当であると思いたいと思いますが、よろしいですか。

○委員 異議なし。

⑤国民年金システムのサーバ移行並びに年金生活者支援給付金支給事務に係る情報項目の追加について

保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課から、国民年金システムのサーバ移行並びに年金生活者支援給付金支給事務に係る情報項目の追加について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 この諮問は先ほどの諮問と密接に関連しており、ホストコンピュータの廃止予定に伴ってサーバ化するということですね。それからこの年金生活者支援給付金の制度というのは、税と社会保障の一体改革の政策の一部なの

ですかね。

○国保年金医療課 一体改革の中の一部です。

○委 員 今回の消費税の値上げが見送られましたが、それとは連動していないのですか。

○国保年金医療課 今後、新たに国会等で審議されて正式に決まりますので、今の段階では予定どおりこのシステムの開発を進めておいて、実施時期については国会の審議等を経た結果を待ちたいと思っております。

○委 員 支給時期は未定なのですね。

○国保年金医療課 今の段階では、いつからというのは未定です。

○委 員 それに備えてシステムをつくっておこうということですね。他に質問はございませんか。それでは国民年金システムのサーバ移行並びに年金生活者支援給付金支給事務に係る情報項目の追加について、意見をまとめたと思います。

効果のところの説明がありましたが、ホストコンピュータからサーバ管理への移行によって、コストの低減が図られる、また、業務運用にあわせた柔軟性が増す、そういった効果が認められるということです。あるいは給付金支給事務について正確かつ迅速な事務処理が可能になり、ひいては市民サービスの向上に資するということが公益に資するものであると認められます。また、個人情報の保護も徹底される予定であるということで、当審議会の答申としましては妥当であると思いたいと思いますが、よろしいですか。

○委 員 異議なし。

⑥被災者生活再建システムの構築について

危機管理室から、被災者生活再建システムの構築について、条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委 員 パスワードの変更についてですが、先ほどから年に一回とか、半年に一回とか部署によってさまざまですけど、共通のルールといったものが設定

されてないのか教えてください。

○危機管理室 統合管理のパソコンにつきましては、現在すべての職員が使用する際にやっていますが、基本的に半年に一回パスワードの変更をするということが情報化推進部の方からいわれております。今回の部分については、ログインのためのユーザIDとパスワードを、限定した職員に送るのですが、統合管理に準じるか、それより頻度は少なくするという方向で検討したいと考えております。

○委 員 危機管理のところで、こういうシステムを導入することによって迅速に処理できることはよく分かるのですが、聞いていて、なんか全部丸裸にされているという感じなのですね。便利にするために、市民のために、いろいろするためにこういうシステムが必要なのだということは分かりますが。ちょっと語弊がありますが、いくら運用上の保護をこうやるといっても必ず漏れていく。便利な市民生活をするために個人情報には欠かさないものなのですが、こういうシステムを導入すればするほど市役所の中でそれを扱うところが全て、上の方だけじゃなくて全員が、いかに大切であって漏れいがあるてはならないと、個人情報はどういうものなのかということ、慣れてしまわないで、常にきっちり教育をしていただきたいと思うのが、今日聞いていた印象です。怖いなど、みんな分かってしまつて。制度はきちんとできているから大丈夫と、そんなものじゃないと思いますので、常に年何回かの教育とかやっていただいで守っていただく、制度としては立派だと思っておりますが、個人情報を守っていただきたいというのが感想です。

○委 員 この諮問に関わることだけでなく、こういう個人情報のデータベースというか、システム化すべてに当てはまることだと思いますので、しっかり受け止めたいと思います。

○委 員 保存年限は何年ですか。

○危機管理室 基本的に今の台帳につきましては、紙ベースで保存していくこととなりますが、データにつきましては災害の状況によって違うということで、災害によって決めていけないといけないと考えております。例えば大きな災害では一般的には5年ということですが、それで良いのかという部分も含めて考えていけないといけないと思っております。

○委員 資料の災害対策基本法の抜粋にある被災者台帳の被災項目に要配慮者であるときとあるのですが、要配慮者というのはどういう意味ですか。

○危機管理室 文言的にはいろいろな言い方があります。例えば災害時要援護者とか、要配慮者というものがあるのですが、要援護者であれば、ある程度特定されるようですが、要配慮者となると、例えば乳幼児のいる方であったり、妊婦であったり、そういう部分を幅広く取った場合には要配慮者としておりまして、要援護者についてはもう少し幅を狭くとって活用しているようです。基本はそういう配慮がいる方全てを広くとっていると認識しておりますが、「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」もできておりますので、これをふまえ、また、国の方でも具体的に台帳にどういうものを載せなさいというガイドラインを作成しているところですので、具体的にはそのガイドラインを見ながら加えていくことを考えております。

○委員 今の説明だと、かなり広い概念になりますね。要配慮者というのは、他に
ご意見ございませんか。それでは、この被災者生活再建システムの構築について意見をまとめたいと思います。

被災者情報をシステム上で一元管理し、り災証明発行業務のシステム処理を行う上で、電子計算機処理は不可欠と認められます。また、被災者の速やかな生活再建支援に必要な、各種の給付事業の円滑な実施が図れることから公益に資するものであると認められます。また、個人情報の保護も徹底される予定であるということで、当審議会の答申としましては妥当であると思いたいと思いますが、よろしいですか。

○委員 異議なし。

○委員 これをもちまして、第 65 回 神戸市個人情報保護審議会を終わりたいと思います。ありがとうございました。